

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十一月二十九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 木 崎 秀 夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 越谷流山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>越谷市大成町七丁目一九六番一地先から同 市東町一丁目四番一地先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>二二二・〇九〇 三六・二二二</p>	<p>二二二・〇九〇 三六・二二二</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>六二五・一九</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>